

第17期 第12回 豊見城市農業委員会 総会

1 日 時: 令和3年7月27日(火) 午後1時30分～午後2時12分

2 場 所: 豊見城市役所 3階第3会議室

3 出席農業委員 (7 名)

会 長: 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 4番 當間 康由 委員 5番 宮里 由美子 委員 6番 金城 朝之 委員

7番 比嘉 強 委員 8番 瀬長 輝男 委員

4 欠席農業委員 (1 名)

3番 金城 敏満 委員

5 農地利用最適化推進委員

東部地区: 長嶺 幸雄 委員 ・ 大城 空 委員

西部地区: 高安 昌俊 委員 ・ 比嘉 昇 委員

5 農業委員会事務局職員

局 長: 浜本 亨

主 査: 上江洲 良太 主任主事: 大城 匠人

6 議事録署名委員

4番 當間 康由 委員 ・ 5番 宮里 由美子 委員

7 付議すべき案件

報告第 65 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 66 号 転用許可に係る工事の進捗状況報告について

報告第 67 号 転用許可に係る工事の完了報告について

報告第 68 号 現況証明願について

報告第 69 号 確認願について

報告第 70 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 33 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 34 号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第 35 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
協議第 10 号	農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について

8. 会議の内容

議長 定刻の 1 時 30 分になりましたので、第 17 期豊見城市農業委員会第 12 回総会を開会いたします。

(午後 1 時 30 分) 開会

議長 本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。
会期は、本日 1 日限りいたします。
本日の出席委員は 8 名中、先ほどお話ししましたように 7 名で、豊見城市農業委員会会議規則第 11 条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。
次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第 4 番委員の當間康由委員と第 5 番委員の宮里由美子委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の浜本局長及び上江洲主査をお願いいたします。
ここで、ちょっと休憩をいたしたいと思います。

休憩 午後 1 時 31 分

再開 午後 1 時 33 分

議長 再開いたします。
これより報告案件に入ります。はじめに報告第 65 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 2 ページをお開きください。
報告第 65 号「農地転用後の利用状況の報告について」、1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。
以上です。

議長 ただいまの報告第 65 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
特に質疑がないようですので、進行します。

(はいの声あり)

議長 次に報告第 66 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 4 ページをお開きください。
報告第 66 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」、2 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。
以上です。

議長 ただいまの報告第 66 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。
進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 次に報告第 67 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 6 ページをお開きください。
報告第 67 号「転用許可に係る工事の完了報告について」、1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。
以上です。

議長 ただいまの報告第 67 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。
特に質疑がないようですので、進行します。

(はいの声あり)

議長 次に報告第 68 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 8 ページをお開きください。
報告第 68 号「現況証明願について」、2 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたので、ご報告いたします。
以上です。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告第 68 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。
特に質疑がないようですので、進行します。

(はいの声あり)

議長 次に報告第 69 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 10 ページをお開きください。
報告第 69 号「確認願について」、1 件ございました。事務局長専決により願出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。
以上です。

議長 ただいまの報告第 69 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。
特に質疑がないようですので、進行します。

(はいの声あり)

議長 次に報告第 70 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 12 ページをお開きください。
報告第 70 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」、3 件ございました。内容を確認の上、通知書を受理いたしましたので、ご報告いたします。
以上です。

議長 ただいまの報告第 70 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。
特に質疑がないようですので、進行します。

(はいの声あり)

議長 次に、議案審議に入ります。
議案第 33 号について審議します。農地法第 3 条の規定による許可申請については、農地利用最適化推進委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農地利用最適化推進委員の報告もお願いしたいと思います。では、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第 33 号について説明いたします。議案書の 14 ページをお開きく

ださい。

議案第 33 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、2 件の申請がございました。

整理番号 1 番につきまして、議案書の 16 ページをお開きください。

申請のありました、豊見城市字金良 357 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

次に整理番号 2 番につきまして、議案書の 18 ページをお開きください。

申請のありました、豊見城市字与根 514 番 5 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

なお、今回の申請に当たって、新規に許可申請する農地及び、既に耕作する権利がある土地について、耕作がなされているか確認するため、農地利用最適化推進委員にて現地調査を行いました。

調査結果について、長嶺委員から報告をお願いします。

長嶺推進委員

それでは、令和 3 年 7 月 13 日に行いました現地調査の結果について報告しま

す。
整理番号 1 番について、申請地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。

整理番号 2 番について、申請地及び、既に耕作する権利がある土地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。

以上です。

議長

事務局の説明と農地利用最適化推進委員の報告が終わりました。これより議案の審議に入ります。

議案第 33 号について 1 件ずつ審議しますが、はじめに整理番号 1 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

2 番委員

整理番号 1 番の比嘉常雅さん、従事日数が 74 日っておかしくないですか。

事務局

今回申請のありました譲受人である比嘉常雅さんですが、本人自体は職業が建設業となっております、本人は本業は建設業なんですが、奥さんのほうが農作業従事日数も 150 日となっております、奥さんのほうで農作業日数 150 日以上ということで、農地法の 150 日をクリアしている形になっています。

2 番委員

それでしたら、摘要欄に 1 行記入していてもいいんじゃないですか。奥さんがやるということで。

事務局 分かりました。今後摘要欄のほうに、分かりやすく記入したいと思います。

2番委員 はい、分かりました。

議長 じゃあ、上原委員、いいですか。

2番委員 はい。

議長 ほかにいらっしゃいませんか。

4番委員 休憩してもらっていいですか。

議長 はい、當間委員。では、休憩します。

休憩 午後1時42分

再開 午後1時43分

議長 再開します。
ほかにいらっしゃいませんか。

(はいの声あり)

議長 では、これより採決します。整理番号1番については、農地法第3条第2項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号1番については許可することに決定しました。

次に整理番号2番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。整理番号2番については、農地法第3条第2項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番については許可することに決定しました。
次に、議案第 34 号について審議します。事務局より、現場調査の報告と併せて議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 20 ページをお開きください。
議案第 34 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。
整理番号 1 番につきまして、25 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字与根 214 番 5。転用目的は車両置場兼資材置場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
続いて、現地調査の結果をご報告いたします。
整理番号 1 番の申請地は、与根地区の住宅地域に近接し、農地の広がり 10ha 未満の農地となっています。現場は休耕状態で雑草が繁茂している状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。
議案第 34 号について、説明は以上です。

議長 事務局の議案説明が終わりました。これより審議に入ります。
委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
質疑なしと認めます。これより採決します。
議案第 34 号について、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、議案第 34 号は、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
次に、議案第 35 号について審議します。事務局より、現場調査の報告と併せて議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 27 ページをお開きください。
議案第 27 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、2 件ござ

いました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、33 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字伊良波 556 番 1、556 番 8、543 番 5、543 番 6、543 番 7 及び 543 番 8。転用目的は駐車場兼ヤード。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 2 番につきまして、38 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字座安 305 番 4。転用目的は資材置場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続いて、現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号 1 番の申請地は、那覇空港自動車道名嘉地 I C の出入り口から概ね 300 メートル以内の区域にある農地です。現在は休耕状態で雑草がまばらに生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 2 番の申請地は、座安地区の住宅地域に近接し、街区の面積に占める宅地等の面積の割合が 40% を超える農地となっています。現在は休耕状態で雑草が繁茂している状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

議案第 35 号について、説明は以上です。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。議案第 35 号は 1 件ずつ審議します。

はじめに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

2 番委員 譲渡人の佐久本尚さん、27 ページ、農地法第 5 条第 1 項、借りる人がレキオセキュリティーサービス、渡す人が佐久本さんですけれども、29 ページで名前が出ていないのはなぜですか。

事務局 休憩をお願いしていいですか。

議長 では、休憩します。

休憩 午後 1 時 50 分

再開 午後 1 時 52 分

議長 再開します。
説明をお願いします。

事務局 27 ページ、整理番号 1 番の譲渡人の佐久本さんについては記載誤りとなっております。正しくは譲渡人 平良ユリ子ほか 3 名となります。
資料についている許可申請書の写しの譲渡人 平良ユリ子ほか 3 名が、正しい譲渡人ということで訂正いたします。

議長 よろしいですか。

2 番委員 はい。

議長 ほかに質疑はありませんでしょうか。
以上で質疑を終わります。
これより採決します。整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
次に整理番号 2 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
質疑なしと認めます。これより採決します。
整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

事務局 休憩をお願いします。

議長

休憩します。

休憩 午後 1 時 54 分

再開 午後 1 時 55 分

議長

再開します。

次に、協議第 10 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、お手元の議案書の 39 ページをお願いいたします。

協議第 10 号「農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について」。みだしの件につきましては、令和 3 年 7 月 15 日付け豊経建農第 294 号で、豊見城市長より別添のとおり農用地利用集積計画の作成について、会長宛てで照会がありますので、委員会の意見を求めるものでございます。

なお、中身につきましては、主管課であります農林水産課の担当者のほうから説明いたしますので、よろしく申し上げます。

議長

よろしくをお願いいたします。

農林水産課

こんにちは。農林水産課農政班大城です。よろしく申し上げます。

今回、基盤法に基づく利用権設定の申請が 9 件ございますので、説明したいと思えます。

資料の 44 ページのほうをお願いします。

まずはじめに、R3-4 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は伊良波 644 番 2、444 m²、645 番 3、1,605 m²で、面積計 2,049 m²、設定する利用権は使用貸借権で、存続期間は公告日から令和 13 年 7 月 31 日までとなっております。

資料 46 ページをお願いします。

次に R3-5 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は保栄茂 949 番 2、414 m²、設定する利用権は貸借権で、存続期間は公告日から令和 8 年 6 月 30 日となっております。借賃については年額 3 万 7,500 円を毎年 6 月末までに現金持参することとなっております。

資料の 48 ページをお願いします。

次に R3-6 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は保栄茂 960 番、901 m²、設定する利用権は貸借権で、存続期間は公告日から令和 8 年 6 月 30 日となっております。借賃については年額 8 万 1,900 円を毎年 6 月末までに現金持参することとなっております。

資料の 50 ページをお願いします。

次に R3-7 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は保栄茂 317 番 1、919 m²、設定する利用権は賃貸借権で、存続期間は公告日から令和 4 年 4 月 30 日となっています。借賃については年額 5 万 4,000 円を 4 月末までに現金持参することとなっております。

資料の 52 ページをお願いします。

次に R3-8 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は渡嘉敷 502 番、1,514 m²、設定する利用権は使用貸借権利で、存続期間は公告日から令和 13 年 7 月 31 日となっております。

資料の 54 ページをお願いします。

次に R3-9 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は渡橋名 173 番、1,054 m²、設定する利用権は使用貸借権で、存続期間は公告日から令和 13 年 7 月 31 日となっております。

資料の 56 ページをお願いします。

次に R3-10 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は金良 443 番 1、3,357 m²、設定する利用権は使用貸借権で、存続期間は公告日から令和 13 年 7 月 31 日となっております。

資料の 58 ページをお願いします。

次に R3-11 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は名嘉地 197 番 7、803 m²、設定する利用権は使用貸借権で、存続期間は公告日から 3 年となっております。

資料の 60 ページをお願いします。

次に R3-12 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は名嘉地 197 番 8、247 m²、設定する利用権は使用貸借権で、存続期間は公告日から 3 年となっております。

以上です。

議長

ありがとうございました。協議第 10 号について説明が終わりました。協議第 10 号について 1 件ずつ審議しますが、番号 R3-5 と 3-6 は関連しますので、一括して審議します。

はじめに、番号 R3-4 について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

番号 R3-4 について、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、番号 R3-4 については、豊見城市長に対して適正であると回答することに決定しました。

次に、番号 R3-5 と R3-6 について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。よろしいでしょうか。

質疑なしと認め、これより採決に移ります。

番号 R3-5 と R3-6 については、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、番号 R3-5 と R3-6 については、豊見城市長に対して適正であると回答することに決定しました。

次に、R3-7 について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。よろしいでしょうか。

質疑なしと認めます。これより採決します。

番号 R3-7 については、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、番号 R3-7 については、豊見城市長に対して適正であると回答することに決定しました。

事務局

休憩をお願いします。

議長

休憩します。

休憩 午後 2 時 06 分

《議事参与の制限により、6 番委員退室》

再開 午後 2 時 06 分

議長

再開します

次に、番号 R3-8 について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

番号 R3-8 については、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、番号 R3-8 については、豊見城市長に対して適正であると回答することに決定しました。

事務局 休憩をお願いします。

議長 休憩します。

休憩 午後 2 時 07 分

《6 番委員入室》

再開 午後 2 時 07 分

議長 再開します。

次に、番号 R3-9 について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

番号 R3-9 については、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、番号 R3-9 については、豊見城市長に対して適正であると回答することに決定しました。

次に、番号 R3-10 について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

番号 R3-10 については、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、番号 R3-10 については、豊見城市長に対して適正であると回答することに決定しました。
休憩します。

休憩 午後 2 時 09 分

《議事参与の制限により、2 番委員退室》

再開 午後 2 時 09 分

議長 再開します。
次に、番号 R3-11 について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。
質疑なしと認めます。これより採決します。
番号 R3-11 については、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、番号 R3-11 については、豊見城市長に対して適正であると回答することに決定しました。
次に、番号 R3-12 について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
特にないようですので、質疑なしと認めます。これより採決します。
番号 R3-12 については、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、番号 R3-12 については、豊見城市長に対して適正であると回答することに決定しました。
休憩します。

休憩 午後 2 時 11 分

《2 番委員入室》

再開 午後 2 時 11 分


議長 再開します。

以上をもちまして、本日提案の議事日程は全て終了いたしました。
大変お疲れさまです。委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見、ご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。
これで本日の農業委員会総会を終わります。

令和3年7月27日(火)
午後2時12分終了

議事録署名委員

議長

瀬長澄子 

4番委員

菅間康由 

5番委員

宮里由美子 